

Tax & Management

視点

適用増えるか、地方拠点強化税制



日税連が新年賀詞交歓会開催

日本税理士会連合会(神津信一会長・写真上中央)は1月9日、東京都港区のホテルオークラ東京で令和2年新年賀詞交歓会を開催。井上貴博財務大臣政務官(同下中右)と長谷川岳総務副大臣(同下中左)による祝辞や、中

里実政府税制調査会会長(同右上)の乾杯に続き、山口那津男公明党代表(同上左)をはじめ、宮下一郎内閣府副大臣(同下左)や佐藤ゆかり環境副大臣(同下右)ら多くの国会議員が挨拶を述べ華々しく新年の門出を祝った。

税経相談室 税理士 杉尾充茂・渡辺悠貴

月一連載 “新”事業承継税制 適用のポイント

税理士 深代勝美

好評企画 企業法務の実務 弁護士・木島康雄

“新”事業承継税制 適用のポイント

－第8回－

税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

5年経過前後の継続要件

1 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

- ① この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等した場合
- ② 後継者が会社の代表権を有しなくなった場合
- ③ 会社が資産管理会社に該当した場合
- ④ 雇用の平均が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。この場合、この制度の適用は終了します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	(特例) 経営贈与承継期間内	(特例) 経営贈与承継期間の経過後
① この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（「免除対象贈与」を除きます。）した場合	A	B
② 後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
③ 会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
④ 一定の基準日（※4）における雇用の平均が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合	C（※2、3）	C（※2）

※1 やむを得ない理由（下記参照）がある場合を除きます。

※2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

※3 円滑化省令では、下回った理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けることとされています。

なお、その報告書及び確認書の写しは、継続届出書に添付することとされています。

※4 雇用の平均は、(特例) 経営贈与承継期間の末日に期間内の平均で判定します。

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているものに限ります。）の交付を受けたこと

② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されて